

枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成7年枕崎市条例第25号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	枕崎市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成7年枕崎市条例第25号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成7年枕崎市条例第25号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成7年枕崎市条例第25号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて（母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること）を目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭等）の生活の安定と福祉の向上を図るために行う（ひとり親家庭等に係る医療費の助成に関し、必要な事項を定めるもの）とする。
⑦独自利用事務の関連規範		枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成7年枕崎市条例第25号）枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成7年枕崎市規則第21号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

## 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条及び同条例施行規則第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費受給資格者証の申請についての審査に関する事務

## 利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

## 事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第9条及び同条例施行規則第8条、第9条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費支給の申請についての審査に関する事務

## 利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2025年10月10日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年09月25日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	